

健康保険 任意継続被保険者 資格喪失 申出書

常務理事	事務長	部長	課長	係長	係

下記の①②③の資格喪失事由により、任意継続被保険者の資格を喪失するための申出書です。
①②③以外の理由では、この申出書を提出することはできません。

被保険者情報	記号	番号	生年月日			
	被保険者証の	5 0 0 0 0	—	<input type="checkbox"/> 昭和	年 月 日	
	氏名	(フリガナ)				
	住所	〒	—	都道	府県	
電話番号	自宅	()	携帯	()		

資格喪失の事由（該当項目に✓してください。）	<input type="checkbox"/> ① 健康保険(又は船員保険)の被保険者資格を取得したため					
	上記に✓した場合記入	健康保険または船員保険等の被保険者証の記号・番号	記号	番号		
		適用事業所または船舶所有者等の名称・所在地	名称	所在地		
		資格取得年月日	令和	年	月	日
	<input type="checkbox"/> ② 後期高齢者医療制度の被保険者となったため					
	上記に✓した場合記入	後期高齢者医療制度の被保険者証の記号・番号	記号	番号		
		都道府県後期高齢者医療広域連合の名称	名称	後期高齢者医療広域連合		
		資格取得年月日	令和	年	月	日
	<input type="checkbox"/> ③ 任意継続被保険者でなくなることを希望するため					

【添付書類と留意事項】

喪失事由	添付書類	留意事項
①又は②の方	<ul style="list-style-type: none">任意継続被保険者の被保険者証(被扶養者分を含む) ※高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せて提出新たに取得した被保険者証のコピー	<ul style="list-style-type: none">資格喪失年月日は、新たに取得した被保険者証の資格取得年月日となります。保険料は、資格喪失月の前月分までかかります。
③の方	<ul style="list-style-type: none">任意継続被保険者の被保険者証(被扶養者分を含む) ※高齢受給者証や限度額認定証などの交付を受けている場合は、併せて提出 【被保険者証等の添付についての注意】 ③が資格喪失事由の場合、申出月の月末までは被保険者証等を使用することができますので、この申出書には添付しないでください。翌月1日以降に健康保険組合の任意継続担当宛に送付してください。	<ul style="list-style-type: none">資格喪失年月日は、この申出書を健康保険組合が受理した日の属する月の翌月1日となります。保険料は、この申出書を健康保険組合が受理した日の属する月分までかかります。申出後に、この資格喪失を取り消すことはできません。

※資格取得した月と資格喪失した月が同じ月の場合は、その月の保険料は必要となります。

健康保険組合記入欄					
申出到着日(任意喪失)	令和	年	月	日	
喪失日	令和	年	月	日	
コード	0 0				
証回収	添付 減失 未回収	添付 減失 未回収	添付 減失 未回収	添付 減失 未回収	添付 減失 未回収

社会保険労務士記載欄 氏名等

受付印

任意継続被保険者の資格喪失について

下記のいずれかに該当するときは、被保険者の資格を喪失します。（カッコ内は資格喪失日です）
資格喪失日以降に被保険者証を使用（受診）した場合は、医療費を全額返納することになります。

- ① 任意継続被保険者となった日から2年を経過したとき。（被保険者証に表示されている予定年月日）
- ② 保険料を納付期日までに納付しなかったとき。（納付期日の翌日）
- ③ 就職して、健康保険、船員保険、共済組合の被保険者になったとき。（被保険者資格を取得した日）
- ④ 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき。（被保険者資格を取得した日）
- ⑤ 任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を申し出たとき（申出書を受理した月の翌月1日）
- ⑥ 被保険者が死亡したとき。（死亡した日の翌日）

※上記の③・④・⑤に該当したときは「資格喪失申出書」の提出が必要となります。
なお、⑤については、申出後に資格喪失を取り消すことはできません。

保険料について

保険料は、資格喪失月の前月分まで必要となります。すでに保険料を納付していただいている場合は、後日「還付請求書」を送付しますので、返還請求をしてください。

※資格取得した月と資格喪失した月が同じ月の場合は、その月の保険料が必要となりますので、その月分の還付はありません。

任意継続被保険者の資格喪失後の医療保険の加入について

任意継続被保険者の資格を喪失した後は、下記のいずれかの医療保険制度等に加入するための手続きが必要です。

- (1) 健康保険（又は船員保険）の被保険者となった場合は、勤務先の事業主が手続きを行います。
- (2) 家族の被扶養者となる場合は、家族の勤務先の事業主が手続きを行います。
- (3) 国民健康保険の被保険者となる場合は、お住まいの市区町村役所（場）の国民健康保険担当窓口においてご自身で手続きを行います。
- (4) 75歳到達により後期高齢者医療制度の被保険者となる場合は、手続き不要です。ただし、65歳以上75歳未満の一定の障害のある方が加入しようとするときは、お住まいの市区町村役所（場）へお問い合わせください。

添付書類と留意事項

- ① 「被保険者証」「高齢受給者証」「限度額適用認定証」など、交付を受けている全ての証書
- ② 新たに取得した「被保険者証のコピー」（適正な資格記録を確認するために必要となります）

※ 任意継続被保険者でなくなることを申出される方については、喪失日以降に提出してください。

東京都ニッポン健康保険組合 任意継続担当宛
住所：〒130-0014 東京都墨田区亀沢1-7-3
電話番号：03-3626-1400